

発信日時 2025/04/03 17:39:39

受付日時 2025/04/03 17:39:39

取扱日 2025/04/03

事業者コード : 0000000838 利用者名 : S A I G A T E 株式会社

申告受付完了通知

送信された申告データを受付けました。
後日、発行元の担当者から、申告内容についての確認をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。
また、本通知に添付された受付済みの申告書に、個人番号が含まれている場合は、削除しております。(MUD002I)

法人事業税	所得金額総額	21,835,588円
法人事業税	申告納付税額	317,400円
特別法人事業税	申告納付税額	141,400円
法人県民税(法人税割)	課税標準総額	4,409,000円
法人県民税(法人税割)	申告納付税額	89,800円
法人県民税(均等割)	申告納付税額	90,000円

納税者の 氏名又は名称	S A I G A T E 株式会社
発行元	東京都渋谷都税事務所 事業税課法人事業税班
電話番号	03-5422-8780
受付番号	R1-2025-14780809
手続名	法人都道府県民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別 税 確定申告
年度・期別等	R06/03/01 ~ R07/02/28
提出先名	東京都渋谷都税事務所長
課税地	
ファイル名称	R010210020250403172050.xml 添付ファイルがあります。

受付印

年 月 日

法人番号

この申告の基礎

申告年月日

東京都渋谷区渋谷3-6-2 渋谷エクラート5階

法人税の 年 月 日

年 月 日

所在地 (本県が支店等の場合は本店所在地と併記) 東京都渋谷区渋谷3-6-2 渋谷エクラート5階 (電話 080-1882-6121)

事業種目 プラットフォームの企画等 期末現在の資本金の額又は出資金の額 (兆 十億 百万 千 円) 30,000,000

法人名 SAIGATE株式会社

同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの 非中小法人等

代表者名 新岡 辰徳

期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額 (兆 十億 百万 千 円) 30,000,000

令和 6年 3月 1日 から 令和 7年 2月 28日 までの事業年度分の 道府県民税 特別法人事業税 の 確定 申告書

(事業税)

(道府県民税)

Table with columns: 摘要, 課税標準, 税率, 税額. Rows include 所得金額総額, 年400万円以下の金額, 年400万円を超え年800万円以下の金額, 年800万円を超える金額, 計, 軽減税率不適用法人の金額, 付加価値額総額, 付加価値額, 資本金等の額総額, 資本金等の額, 収入金額総額, 収入金額, 合計事業税額, 事業税の特定寄附金税額控除額, 差引事業税額, 租税条約の実施に係る事業税額の控除額, 所得割, 資本割, のうち見込納付額.

(特別法人事業税)

関与税理士名

Table with columns: 摘要, 課税標準, 税率, 税額. Rows include 所得割に係る特別法人事業税額, 収入割に係る特別法人事業税額, 合計特別法人事業税額, 仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額, 既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額, この申告により納付すべき特別法人事業税額, 差引.

Table with columns: 所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34)), 損金の額に算入した所得税額及び復興特別所得税額, 損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額, 益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額, 外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額, 仮計, 繰越欠損金額等若しくは災害損失欠損金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額, 法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52)), 法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額, 還付請求中間納付額.

スタンダード会計事務所 野口 仁 (電話 03-6384-2345)

均等割額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	令和 6・3・1 令和 7・2・28	法人名	SAIGATE株式会社
----------------------	-----------------------	-----	-------------

事務所、事業所又は寮等(事務所等)の従業者数の明細				市町村の存する区域内における従たる事務所等		名称 (外 箇所)	所在地	
東京都内における主たる事務所等の所在地		事務所等を有していた月数	従業者数の合計数	当該事業年度又は連結事業年度(算定期間)中の従たる事務所等の設置・廃止及び主たる事務所等の異動				
		12	3	異動区分	異動の年月日	名称	所在地	
特別区内における従たる事務所等				設置	廃止	旧の主たる事務所等 (月)		
所在地	名称 (外 箇所)	月数	従業者数の合計数	均等割額の計算				
1	千代田区	(外 箇所)		区 分	税率 (年額) (ア)	月数 (イ)	区数 (ウ)	税額計算 (ア)×(イ)×(ウ)
2	中央区	(外 箇所)		特別区 のみに 事務所等 を有する 場合	主たる 事務所等 所在の 特別区	事務所等の 従業者数 50人超	1.2	1,800,000
3	港区	(外 箇所)						
4	新宿区	(外 箇所)		特別区 と市町村 に事務所等 を有する 場合	従たる 事務所等 所在の 特別区	事務所等の 従業者数 50人超		
5	文京区	(外 箇所)						
6	台東区	(外 箇所)		道府県分				
7	墨田区	(外 箇所)		特別区 (市町村分)	事務所等の 従業者数 50人超			
8	江東区	(外 箇所)						
9	品川区	(外 箇所)		納付すべき均等割額 + + + 又は + +				1,800,000
10	目黒区	(外 箇所)		備 考				
11	大田区	(外 箇所)		合計 (主たる事務所等の従業者数の合計数を含む。)				3
12	世田谷区	(外 箇所)						
13	渋谷区	(外 箇所)						
14	中野区	(外 箇所)						
15	杉並区	(外 箇所)						
16	豊島区	(外 箇所)						
17	北区	(外 箇所)						
18	荒川区	(外 箇所)						
19	板橋区	(外 箇所)						
20	練馬区	(外 箇所)						
21	足立区	(外 箇所)						
22	葛飾区	(外 箇所)						
23	江戸川区	(外 箇所)						